

地 域 第 2 1 4 号
令 和 2 年 3 月 3 0 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察交番相談員運用要綱の制定について

この度、「青森県警察交番相談員運用要綱」を別添のとおり制定した。制定の理由については、下記のとおりであるので、運用に誤りのないようにされたい。

なお、「青森県警察交番相談員運用要綱の制定について」（平成27年3月23日付け青警本地第493号）は、本要綱の運用開始をもって廃止する。

記

1 制定の理由

会計年度任用職員制度導入に伴い交番相談員の身分を変更したこと及び、交番相談員活動日誌等の様式を変更したことなどに伴い制定したものである。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

担当：地域課企画係

青森県警察交番相談員運用要綱

第1 目的

この要綱は、青森県地域警察運営規程（平成元年8月青森県警察本部訓令第11号）第38条、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条第1項並びに職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年7月青森県条例第16号）第19条、職員の給与に関する条例（昭和26年7月青森県条例第37号。以下「給与条例」という。）第20条の2及び職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年9月青森県条例第45号）第30条の10の規定により青森県警察交番相談員（以下「交番相談員」という。）の任用、身分、職務、報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 設置

- 1 交番相談員は、警察本部長が指定する交番及び特に必要と認める警察官駐在所（以下「指定交番等」という。）において職務を行う。
- 2 警察署長は、必要と認めるときは警察本部長の承認を得て、当該所属に勤務する交番相談員を、一時的に、当該所属の指定交番等以外の場所において、職務を行わせることができる。

第3 身分

交番相談員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員とする。

第4 任用

- 1 交番相談員は、地域警察についての知識を有し、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから、選考の上、警察本部長が任用する。
 - (1) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
 - (2) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
 - (3) 健康で活動力があること。
- 2 交番相談員の任用期間は、1年以内とする。ただし、任用期間は2会計年度にわたることはできないものとする。

第5 条件付採用期間

- 1 交番相談員の採用は、全て条件付のものとし、交番相談員がその職において1月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、採用後1月間における実際に勤務した日数が15日に満たない交番相談員については、その日数が15日に達するまで条件付採用期間が引き続くものとし、実際に勤務した日数が15日に達するまでの間において、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となるものとする。

第6 公募によらない再度の任用

- 1 交番相談員として任用された者について、公募によらず、客観的な能力の実証を経た上で、新たな会計年度において、再度任用することができる。ただし、原則と

して通算3年を超えて任用をすることはできない。

- 2 前項による再度任用の場合にあっても、第5の条件付採用が適用されるものとする。

第7 職務

交番相談員は、次の職務を行う。

- (1) 住民の困りごと、意見、要望等の聴取及び住民に対する助言
- (2) 犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡及び広報活動
- (3) 遺失届及び拾得物の受理等
- (4) 被害届の代書及び預かり
- (5) 事件又は事故の発生時における警察官等への連絡
- (6) 地理案内
- (7) 防犯連絡所等のボランティアに対する連絡及びこれらとの連携に係る活動
- (8) 交番連絡協議会の運営に関する活動
- (9) 運転免許証記載事項変更届の受理
- (10) 物件事務報告書の作成補助
- (11) ミニ広報紙及び交番速報の作成並びに広報活動
- (12) 配置交番施設周囲の警戒補助活動
- (13) 巡回連絡カード等の補正補助活動
- (14) 通学路等における子どもの見守り等の活動

第8 指揮監督等

- 1 警察署長は、当該所属に勤務する交番相談員がその職務を行うに当たり、指揮監督及び指導教養を行うものとする。
- 2 警察署長の行う指揮監督及び指導教養は、当該所属に勤務する地域官、地域課長、交番所長等のほか、必要に応じて、取り扱う事案等の主管課の担当者を通じて行うものとする。

第9 身分証等

- 1 交番勤務員は、その身分を明確にし、職務の適正な執行を図るため、勤務中、常に身分証明書（別記様式第1号）を携帯しなければならない。
- 2 交番相談員は、配置交番等に交番相談員用CR名刺（別記様式第2号）を備え付け、来訪者の利便のため必要がある場合には、これを来訪者に交付すること。
- 3 交番相談員は、職務を行うに当たっては、交番相談員上衣を着用するとともに、左胸に標章（別記様式第3号）を着装すること。

第10 勤務日数及び勤務時間

- 1 交番相談員の勤務日及び勤務時間は、1週間につき29時間を超えない範囲内において警察署長が定める。ただし、青森県の休日に関する条例（平成元年3月青森県条例第3号）で定める県の休日には勤務日を割り振らないものとする。
- 2 前項に規定する勤務日における勤務時間は、原則午前8時30分から午後5時15分までの間とし、休憩時間は、原則午後0時から午後1時までとする。
- 3 警察署長は、交番相談員の勤務日及び勤務時間の割り振りを行うに際し、配置先

交番の来訪者の実態、事件・事故の発生状況、勤務警察官の状況等を勘案して、効率的に地域警察官の活動を支援することができるよう配意するものとする。

第11 休暇

- 1 交番相談員の休暇の種類、期間及び単位は、青森県警察非常勤職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令（令和2年3月青森県警察本部訓令第8号）の規定による。
- 2 休暇の届出、願出、承認及び整理については、青森県警察職員の勤務時間、休暇等の取扱いに関する訓令（平成7年9月青森県警察本部訓令第14号）の適用を受ける職員の例による。

第12 報酬等

- 1 交番相談員の報酬は月額とし、額は別に定めるものとする。
- 2 交番相談員の報酬、超過労働報酬、休日労働報酬、夜間労働報酬、期末手当の計算期間、支給日、その他の支給方法については、青森県警察非常勤職員の給与の取扱要綱（令和2年3月30日付け警務第521号）の規定により支給する。

第13 費用弁償

- 1 交番相談員が公務のため旅行した場合には、常勤職員の旅費支給の例によりその費用を弁償する。
- 2 交番相談員が通勤をしたときは、青森県警察非常勤職員の給与の取扱要綱の費用弁償の規定により、その通勤に係る費用を弁償する。

第14 営利企業への従事等の届出

- 1 交番相談員は、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は事業若しくは事務に従事することにより報酬を得る場合は、本部地域課長に対し、営利企業への従事等の届出（別記様式第4号）により、その概要を届け出なければならない。
- 2 本部地域課長は、届出の内容を確認した上で、交番相談員の職務の執行に必要な範囲内で必要な指示を行うことができる。

第15 服務

交番相談員の服務については、別に定めがあるものを除くほか、前条第1項及び青森県警察職員服務規程（昭和37年9月青森県警察本部訓令甲第11号）に定める一般職員に関する規定を準用する。

第16 人事評価の実施

- 1 交番相談員の執務について、人事評価を行う。
- 2 交番相談員の人事評価の実施方法等については、青森県警察職員人事評価実施要綱（平成29年12月22日付け青警本務第328号）に定めるところによる。

第17 任用通知書等

交番相談員の任用は、任用通知書（別記様式第5号）及び勤務条件に関する書面（別記様式第6号）を交付して行うものとする。

再度の任用も同様とする。

第18 退職承認通知書

- 1 交番相談員が任用期間の途中で退職する場合は、警察署長を経て警察本部長に内申するものとする。

2 退職承認は、退職承認通知書（別記様式第7号）を交付して行うものとする。

第19 災害補償

交番相談員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月青森県条例第39条）に定めるところによる。

第20 社会保険等

交番相談員の社会保険等の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定めるところによる。

第21 報告

- 1 交番相談員は、勤務中の取扱事項を「交番相談員活動日誌」（別記様式第8号の1、第8号の2）により当該警察署長に報告すること。
- 2 警察署長は、当該所属の交番相談員の活動状況について「交番相談員活動状況調」（別記様式第9号）により翌月7日までに、また、交番相談員の職務に伴う反響、効果的活動事例、紛議、災害事故の発生等についてはその都度、書面により速やかに警察本部長に報告すること。

別記様式省略